

議案第1号

生瀬地区における地域内フィーダー系統確保維持計画について

○添付資料

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

生瀬地区における地域内フィーダー系統確保維持計画について

1. 趣旨

前回の第9回西宮市都市交通会議地域公共交通分科会（平成29年5月24日開催）にて、議案第2号でご審議いただきましたが、様式変更に伴い内容の一部を変更したため、再度ご審議いただくものです。

2. 変更の理由

6月末に国の「地域内フィーダー系統確保維持計画」様式が変更（追加）となったため

3. 変更の内容

様式に3項目が追加されました。

- (1) 「地域内フィーダー系統確保維持計画の名称」
- (2) 「2. 」の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」
- (3) 「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合であって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】」

ただし、(3)については、地域内フィーダー系統のため、今回の変更には該当しません。

※「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」をご参照ください。
前回様式から変更となった部分は、赤枠で表示しております。

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

H29.6.28 の事務連絡により新たに追加された項目

平成 29 年 7 月 日

西宮市都市交通会議

地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

西宮市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に 23 の鉄道駅を有し、JR 東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在しており、その中で生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は 29.6%（平成 29 年 3 月 31 日現在）と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、当該地域の最寄り鉄道駅周辺には日常的な買物ができる小規模小売店が 1 店舗あるのみで、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、市外の鉄道駅まで移動する必要がある。

そこで、当該地域の住民は、最低限必要な移動手段の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図ることとし、地域住民により「ぐるっと生瀬」運行協議会を組織した。その後、持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民が主体となり運行計画を策定し、平成 27 年 10 月 1 日より本格運行を開始している。

このように、地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通について、専門家、交通事業者及び行政等と協働のもと、地域公共交通の確保・維持を図ることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○指標：一日当たり輸送人員

事業年度		目標値	実績値
1 年目	平成 28 年度 (H27. 10. 1～H28. 9. 30)	70 人以上	83.7 人
2 年目	平成 29 年度 (H28. 10. 1～H29. 9. 30)	85 人以上	91.2 人 (H29. 4 末時点)
3 年目	平成 30 年度 (H29. 10. 1～H30. 9. 30)	100 人以上	—

※1 年目は、直近の第 2 回有料試験運行の結果（一日当たり輸送人員 67 人）を基に設定。

※3 年目は、採算ラインの目安である一日当たり輸送人員 100 人を目標とし、地域住民主体の取組みによるコミュニティ交通の継続的な運行を目指す。

(2) 事業の効果

コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

3. 「2.」の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者層の拡大を図るため、お得な企画乗車券等の販売企画や地域行事と連携して、バスを利用してもらい機会を創出する。そして、利用者定着のため、会報の充実や、地元組織である運行協議会自らが作成したゆるキャラや生瀬音頭等によるPRを継続して実施する。
- ・地元保育所や幼稚園、小・中学校との連携をさらに強化し、乗り方教室の実施や子ども達にバスを地域で守り・支える大切さを伝える。そうすることで、子ども達のバスへの愛着を図ると同時に、間接的に父兄へPRを行う。
- ・運行協議会メンバーの新規加入や研修を行ったり、自治会と緊密に連携することで組織を強化するなどし、安定した運営を目指す。また、常時活動してくれる人だけでなく、単発のイベント等にも協力してもらえようようなサポーターを募集し、協力者を増やす。
- ・アンケート調査の実施や自治会毎の懇談会を実施し、広く地域住民の意見等の把握に努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動に繋げる。
- ・免許返納を促すことで、バスへの利用転換を図り、また、地域内の事故や路上駐車、渋滞を減少させる。
- ・これらの事業を実施するにあたっては、「ぐるっと生瀬」運行協議会が主体となり、市や運行事業者、専門家と協働して取り組む。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※予定している時刻・運行予定期間（平成30年度事業）

- ・平成29年10月1日から平成30年9月30日
- ・年始の3日間（1月1日～1月3日）を除く平日午前8時台から午後5時台

※運行事業者の決定の経緯

- ・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定

※地域内フィーダー系統の補足（要綱別表7のハ）

- ・鉄道駅（JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

西宮市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

阪急タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし（補助対象事業者が活性化法法定協議会ではないため）

8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合であって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし（地域内フィーダー系統のため）

9. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
10. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
12. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
運行経路が狭隘かつ急勾配である等の地形的条件から14人乗り小型バス1台を取得し運行する。また、車両構造は車イス対応ではないが、より多くの利用者数の確保、事業効率性を重視し持続可能な運行を目指す。
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
運行初年度は輸送人員70人/日以上を目標としており、輸送力を強化することで、3年目となる平成30年度には、事業採算ラインである100人/日を確保することを目標とする。
(2) 事業の効果
当該車両を新たに取得することで、これまでの公共交通機関では地形的条件等から対応できなかった地域の実情に応じたコミュニティ交通の運行を行う。
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 なお、西宮市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
15. 老朽化の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

16. 協議会の開催状況と主な議論

平成 26 年 1 月 21 日 第 1 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明 ・第 1 回有料試験運行^{※1}の事業計画を報告
平成 26 年 3 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※1}の途中経過を報告
平成 26 年 9 月 19 日 第 2 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※1}の結果を報告 ・第 2 回有料試験運行^{※2}の事業計画を報告
平成 27 年 3 月 27 日 第 5 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※2}の途中経過を報告
平成 27 年 5 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※2}の結果を報告 ・本格運行の事業計画に係る協議及び合意 ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の報告
平成 27 年 5 月 22 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の事業計画について協議及び合意
平成 27 年 6 月 9 日 第 4 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 27 年 8 月 3 日 第 5 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 27 年 8 月 20 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 28 年 2 月 1 日 第 7 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の途中経過を報告
平成 28 年 5 月 25 日 第 6 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更に係る合意 ・平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 28 年 6 月 8 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更に係る合意
平成 28 年 12 月 20 日 第 7 回西宮市都市交通会議 地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成 29 年 1 月 20 日 第 8 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価

※1 平成 26 年 3 月 3 日～31 日（平日 20 日間）第 1 回有料試験運行を実施

※2 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（平日 119 日間）第 2 回有料試験運行を実施

17. 利用者等の意見の反映状況

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、運行事業者から「ぐるっと生瀬」運行協議会へ、日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

18. 協議会メンバーの構成

西宮市都市交通会議委員（●：地域公共交通分科会委員）

住民又は利用者代表	●	公募委員（2名）
	●	西宮コミュニティ協会 副理事長
都市交通に関する有識者	●	大阪大学 CO デザインセンター 特任教授
	●	愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻 教授
	●	モビリティコンサルタント ジャーナリスト
公共交通事業者又はその指名する者		西日本旅客鉄道株式会社 企画課担当課長
		阪急電鉄株式会社 都市交通計画部長
		阪神電気鉄道株式会社 工務部長
	●	阪急バス株式会社 自動車事業部長
	●	阪神バス株式会社 取締役業務部長
	●	みなと観光バス株式会社 代表取締役
公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者	●	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会議長
	●	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事
	●	一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長
道路管理者又はその指名する者	●	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 計画課長
	●	兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 道路第2課長
	●	西宮市土木局 道路公園部長
公安委員会の長又はその指名する者	●	兵庫県西宮警察署 交通第一課長
地方運輸局長又はその指名する者	●	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官
関係行政機関の職員		国土交通省近畿運輸局交通政策部 交通企画課長
		国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課長
	●	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課長
		兵庫県県土整備部土木局道路街路課 街路担当参事
	●	兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 所長補佐(企画調整担当)
西宮市職員	●	西宮市都市局 都市計画部長
西宮市長		西宮市長